剰余金処分計算書

生活協同組合コープながの

(単位:円)

項目	金額	(年位:11)
I 当期未処分剰余金		1, 977, 427, 302
Ⅱ 任意積立金取崩額 1 資産再評価等積立金取崩額		242, 547, 175
Ⅲ 剰余金処分額 1 法定準備金	300, 000, 000	
2 出資配当金 3 任意積立金	52, 889, 031	
(1) 事業用施設積立金	1, 100, 000, 000	
(2) 災害費用等積立金	300, 000, 000	
(3) 経営リスク積立金	300, 000, 000	2, 052, 889, 031
Ⅳ 次期繰越剰余金		167, 085, 446

剰余金処分について

(1) 法定準備金

生協法第51条の4および定款に基づき毎事業年度の剰余金の1/10以上を出資金の1/2に達するまで 積み立てることが必要です。財務構造の健全化を向上させるため積極的に積み立てます。 剰余金処分後の法定準備金は、6,550,000,000円です。

(2)教育事業等繰越金

生協法第51条の4および定款に基づき、毎事業年度の剰余金の1/20以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越す必要があります。

(3)出資配当金

2023年度における出資金拠出額(2023年度期中の出資金の平均残高)の0.4%相当額とします。 なお、出資配当金については20.42%の所得税を源泉徴収します。

出資配当金の支払は各組合員への出資金振替(増資)によって実施します。

対象者は、総代会当日における在籍組合員です。

(4) 任意積立金

① 資産再評価等積立金(目的積立金)

(積立目的) 今後想定される減損損失や固定資産の除却·売却損失を補填し財務基盤を 確保するために積み立てます。

(取崩基準) 積立金の取崩は、多額な減損損失や固定資産除却·売却損が発生した場合に 行います。

今期は積み立てを行いません。

② 事業用施設積立金(目的積立金)

(積立目的) 宅配センター、物流施設、店舗及び事務所等、事業を中心とした施設の建設・ 更新のために積み立てます。

(取崩基準) 積立金の取崩は、事業用施設の開設、増改築等に伴い支出が発生した場合に 行います。 今後予定をしている事業施設の更新の金額に見合った積立額とするため、1,100,000,000円を 積み立てます。

③ 災害費用等積立金(目的積立金)

(積立目的) 大規模な自然災害や社会的経済基盤の機能停止が生じた場合でも事業を継続 するために費やす臨時的費用や復旧費用などの財務的基盤を予め確保するため に積み立てます。

積立金の取崩は、事業の継続が困難となる事態の発生により、通常の事業計画 (取崩基準) や経常的費用では賄うことができない支出が発生した場合に行います。

今期は300,000,000円を積み立てます。

④ 経営リスク積立金(目的積立金)

(積立目的) 事業インフラの障害等による事業停止や縮小に備え積み立てます。

事業インフラの障害等により事業が停止または縮小し経営に影響が生じた場合に 事業総剰余金逸失相当額を取り崩します。

今期は300,000,000円を積み立てます。

⑤ 剰余金処分後の任意積立金額

2023年度剰余金処分後の任意積立金の総額は8,525,000,000円です。

- a) 資産再評価等積立金 (590,000,000円)
- b) 事業用施設積立金 (3,775,000,000円)
- c) 災害費用等積立金 (3,360,000,000円) d) 経営リスク積立金 (800,000,000円)